

徳島市新生児特別定額給付金給付事業 F A Q

Q 1 : 対象者となる新生児は？

A 1 : 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれ、出生後最初の住民登録地が徳島市である新生児が対象となります。

Q 2 : 申請者はだれですか？

A 2 : 対象新生児の世帯主です。

ただし、世帯主は特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）の基準日である令和2年4月27日に徳島市に住民登録があり、申請日まで引き続き徳島市に住民登録がある方に限ります。

Q 3 : 給付金の額はいくらですか？

A 3 : 新生児一人につき10万円を給付します。

Q 4 : 出生し、徳島市に住民登録をした後、申請日までに徳島市外に住所を異動した場合は、給付の対象になりますか？

A 4 : 申請時点で転出されている方については、給付の対象になりません。

Q 5 : 出生し、他市で住民登録した後、徳島市に住所を異動してきた場合は、給付の対象になりますか？

A 5 : 給付の対象になりません。

Q 6 : 申請書の提出先は？

A 6 : 申請書に同封されている返信用封筒で、徳島市新型コロナウイルス感染症対策推進室までご提出ください。

Q 7 : 申請するときに必要な書類は？

A 7 : 1. 徳島市新生児特別定額給付金給付申請書
2. 受給申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）のコピー
3. 振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードなどの口座番号が書かれた部分のコピー）※申請書の口座指定方法「徳島市特別定額給付金の受取口座と同じ」を選ばれた場合不要です。

Q 8 : 振込先は、特別定額給付金の口座情報を使用し、振り込んでもらえるのですか？

A 8 : 徳島市特別定額給付金を申請・受給された方は、申請書の口座指定方法「徳島市特別定額給付金の受取口座と同じ」欄に同意いただくと、振込先の通帳のコピーは必要ありません。ただし、徳島市特別定額給付金を受給したときから世帯主の変更があった場合は、振込先口座が確認できる書類が必要となります。

Q 9 : オンラインで申請はできますか？

A 9 : 郵送での受付のみとなります。また、窓口も設けていません。

申請書に同封されている返信用封筒で申請してください。新型コロナウイルス感染症感染防止のため、郵送によるご提出をお願いしています。

Q 10 : 世帯主が死亡した場合でも給付を受けることができますか？

A 10 : 出生届後に世帯主が死亡した場合は、現世帯主に請求していただき、給付することになります。

Q 11 : 配偶者等からの暴力などにより、徳島市に住民登録がありつつも、避難のため他市町村に居住している場合は、給付の対象となりますか？

A 11 : 今回の新生児臨時特別給付金は徳島市独自の事業であるため、あくまでも徳島市に住民登録されていることを要件としています。このため、居住地が他市町村であっても給付の対象となります。詳しくはお問い合わせください。

Q 12 : 配偶者等からの暴力などにより、徳島市外に住民登録がありつつも、避難のため徳島市に居住している場合は、給付の対象となりますか？

A 12 : 今回の新生児臨時特別給付金は徳島市独自の事業であるため、徳島市に住民登録されていることを要件としています。このため居住地が徳島市であっても給付の対象なりません。

Q 13 : 申請書はいつごろ送られてきますか？

A 13 : 9月30日までに出生届を提出された方へは10月初旬ごろ発送開始します。
10月1日以降に出生届を提出された方へは10月中旬以降順次発送します。

Q 14 : 振込はいつごろ始まりますか？

A 14 : 申請書に不備等がなければ、申請を受理してから20日以内に振り込みます。

Q 15 : 申請書が届かないのですが？

A 15 : 出生届が提出され、住民票に記録された方から順次発送しています。出生届を提出してから2週間程度経過しても申請書が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。発送状況を確認します。

Q 16 : 申請受付期間はいつまでですか？

A 16 : 令和3年5月31日（月）です。当日消印有効です。

Q 17 : 現金で受け取ることはできますか？

A 17 : できません。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、銀行口座への振込となります。

Q 1 9 : 徳島市内で引っ越したのですが、申請書はどこに送られてきますか？

A 1 9 : 現在のご住所に送付しますが、申請書の発送のタイミングによっては前のご住所宛てになる場合があります。日本郵便の転送サービスを利用してもらうことで、現在の居住地へ転送できます。

Q 2 0 : 申請書を郵送したのですが、届いていますか？

A 2 0 : 申請書が徳島市に到着し、申請内容等に不備がなければ20日以内に振り込まれます。お振り込みの状況をご確認ください。

Q 2 1 : 給付金は課税対象ですか？

A 2 1 : 一時所得に区分されるものとして課税対象となりますが、一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

詳しくは徳島税務署（088-622-4131）へお問い合わせください。

Q 2 2 : 給付金は生活保護の収入認定の対象となりますか？

A 2 2 : 収入認定されません。

新型コロナウイルス感染症対策推進室

電話：088-621-5026（直通）